

平成22年度第1回水資源機構総合評価審査委員会については、下記の通り書類の回議をもって審議が行われた。

審議期間：平成22年6月4日～7月15日

委員

外部委員（3名）

外部委員3名の氏名及び職業については、総合評価審査委員会の設置に関する規程（平成17年12月19日水機規程平成17年度第18号）第2条第9項の規定に基づき、外部委員の任期（平成23年3月末日まで）が終了した後に公表する。

内部委員

委員長	中條 康朗	水資源機構	副理事長
	杉浦 正明	水資源機構	理事
	河野 克明	水資源機構	理事

議 事：総合評価審査委員会の設置に関する規程の改正について

議事の概要：委員会の審議概要の公表について、その根拠を設置規程において明確にするための改正

意見の概要：現在の設置規程においては、委員の氏名及び職業を公表することとなっているが、公正な審議を担保するために見直すべきではないか。

内部委員については、設置規程において水資源機構の役職で指定されていることから氏名等は明らかであり、外部委員の公表についてのみ見直せばよい。

対 応：事務局から提案した審議概要の公表の根拠規定を設ける改正に加え、外部委員の氏名及び職業については委員の任期が終了した後に公表することとする改正を併せて実施する。

議 事：武蔵水路改築工事の契約手続について

議事の概要：武蔵水路改築工事については、総合評価の評価項目に地域性を評価できる項目を設定するとともに、二段階審査を採用する。また、効率的な技術提案の作成や評価が行えるように、競争参加者毎に資料作成説明を実施するなどして、発注者と競争参加者の双方向性を確保する。

意見の概要：発注者と競争参加者の費用と負担の軽減のために、二段階審査を導入するべきである。一次審査は、最も求めたい評価項目に絞り込み、技術のみの評価により実施するべきである。

適正な技術提案を求められるように、競争参加者毎に資料作成説明を実施するのがよい。

競争参加者毎に資料作成説明を実施する際には、各競争参加者に情報が公平

に与えられることが担保される必要がある。

地域性の評価については、評価すべき理由や検証方法等について整理すべきである。

技術提案の評価項目を設定するに当たっては、安全対策が軽視されることのないように配慮すべきである。

対 応 : 上記の意見を踏まえ、発注を行うこととする。